

2022年度予算要望書の提出にあたって

2021年 10月

日本共産党千葉市議会議員団

2022年度の予算要望書を提出します。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の危機的拡大によって、日本社会の歪みがあらわになっています。長年の新自由主義に基づいた政治が格差社会を深刻にしてしまいました。非正規雇用で働く人々や低年金の高齢者、シングルマザーや個人事業主などの暮らしを困難にしています。

「効率優先」「市場原理」「官から民へ」などと社会保障予算を削減し、医療や公衆衛生体制を縮小・弱体化させてきたことで、コロナ危機への対応を遅らせる結果となりました。

千葉市のコロナ対策では、市民からの強い要望もあり、徐々に改善されてはいるものの、次の感染拡大に備えた抜本的な対応強化が求められています。ワクチン接種の促進と合わせて、大規模なPCR検査に踏み出すことが必要です。

また、「都市間競争に勝てる基盤づくり」「効率性や費用対効果の重視」「受益者負担原則」を基調にした、250競輪場や中央公園・通町公園連結、稲毛海浜公園リニューアル、幕張新駅整備などの大型開発事業に、貴重な税金を投入している場合でしょうか。子どもの医療費薬局窓口負担など福祉削減や国保・介護料などの公共料金引き上げを推進してきた前市長の政策は、コロナ禍のもとで引き継ぐべきではありません。

神谷市長は、子育て支援策として「学校給食費の第3子無償化」を決断しましたが、さらに発展させて、子どもの医療費薬局窓口負担の廃止、交通不便地域等でのデマンドタクシー実施など、市民の「いのちと暮らしを守る」ことを最優先にした、市民本位の市政へと転換する絶好の機会ではないでしょうか。

日本共産党千葉市議団はこれまでも市民の声を議会に届け、市民要望の実現のために努力してまいりましたが、本年も恒例の市民要望アンケートや市政懇談会を実施し、市民との対話を重ねた結果、「予算要望書」として集約することができました。

各項目についてご検討をいただき、2022年度予算に反映されるよう強く要望いたします。

総務局

【 市長公室 】

1. 市長は、憲法尊重・遵守義務を貫き、地方自治体の首長として市民の安全と平和を守るために、憲法第9条改変に反対し、核兵器禁止条約への批准を国に求めること。
2. 大型開発推進、市民福祉削減の前市政の継承はやめること。
3. 市民の声を聴き、市民の厳しい生活実態を受け止めて市政に活かすこと。
4. 新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延する中で、国際交流姉妹友好都市への青少年交流や市長の周年記念訪問は中止し、オンラインでの交流を深めること。
5. 千葉市在住外国人の相談には、ニーズに合わせた親切・適切な対応と、安心・安全な市民生活を送れるよう援助すること。
6. 市長対話会における参加者や回数を今後増やすこと。

【 危機管理 】

1. 防災・減災について
 - (1) コロナ禍での地震や台風など自然災害の救援や復興等にあたっては、被災者及び職員・ボランティアの感染防止に配慮して活動し、安全を守ること。
 - (2) コロナ禍での地震や台風など自然災害に備え、分散避難を推進すること。また、指定避難所の過密解消、非常用電源確保、一時避難所となる町内集会所の耐震性確保、水洗トイレの洋式化、情報収集のためのテレビ設置など、避難所環境を整備すること。
 - (3) 一昨年 of 台風被害の経験を活かし、情報伝達の充実へ防災無線個別受信機を自治会や自主防災組織責任者宅に配備すること。停電対策として危険木の事前伐採を東京電力・NTTと協力し進めること。道路・下水・調整池・崖地などのチェックと予防対策を講じること。家具転倒防止金具の設置が命を守ることを周知すること。
 - (4) 最近の異常気象は、気候変動が原因の災害と言われており、地球温暖化対策に行政や自治会など団体・住民が取り組めるよう危機管理もイニシアティブを発揮すること。
 - (5) 災害時の危機管理・防災対策に市職員が一丸となって取り組むこと。

- (6) 千葉直下地震被害を想定し、ハザードマップを小学校単位に作り、マップに沿った対策を行うこと。
- (7) 防災関係予算を前年度並みに増額し、未然防止を基本に対策を講じること。
- (8) 避難所で避難者が安心して過ごせる対策強化について
 - ① 段ボール簡易ベッド、プライベートテント、温かい食事、コンテナ型トイレを整備すること。
 - ② 全ての避難所にマンホールトイレを設置すること。
 - ③ 各避難所に母子専用の独立した場所を設けること。
 - ④ 福祉避難所を各区に設置すること。
 - ⑤ ペット同伴でも避難所に入れる環境を整えること。
 - ⑥ 被災者や避難者の知りたい情報を的確に把握し迅速に提供すること。
 - ⑦ 高齢者等が避難できるようホテルや商業施設駐車場を活用できる環境を整えること。
- (9) 海浜地域の津波避難場所確保や液状化対策を行うこと。
- (10) 自主防災組織や避難所運営委員会への支援、自力避難困難者対策を強めること。
- (11) 家具転倒防止金具取り付け事業は、所管を福祉から総務・防災に移し、設置を強力に促進すること。
- (12) 被災者生活支援金の補助割合引き上げなどの改善を国に求めること。
- (13) オスプレイが千葉市上空を飛行しないよう求めること。

【 総 務 部 】

1. 職員の適正配置等について

- (1) 職員のコロナ感染防止へ、保健福祉局と協力して全職員のPCR検査を実施することで、市民と職員間の安全と職務遂行を保障すること。
- (2) コロナ対策で過重な業務を担っている保健所などの職場や職種に、加配も含めた職員配置を行なうこと。中央CCの地下などの空調が悪く、職場の面積が狭いなどで過密となっている場合は改善を図ること。
- (3) 全職場を総点検し、必要な職員の適正配置を行なうこと。配置基準を下回る社会援護課ケースワーカー、児童相談所児童福祉司を直ちに増員すること。
- (4) 女性幹部職員の比率を高め、働きやすい環境を整えること。

(5) 事業量の増加に反して職員数が減少しており、人員不足の職場を点検・改善して必要な増員を行ない、市民サービスを向上させること。

2. 職員の不祥事への対応について

(1) 各職場が風通しの良い明るい雰囲気の中で業務にあたり、仕事上の問題点や悩みなどに相談援助し合える環境づくりに取り組むこと。

(2) 職員の不祥事が相次ぎ、市民の信頼を損ねており、原因の徹底究明と対策・改善に全力をつくし、公務員倫理の教育を徹底すること。

ここ数年の不祥事は、飲酒運転などの重大事件・事故や消防局に多発するなどの事態があり、再発防止に向けて抜本的な改善をはかること。

3. 会計年度任用職員制度のもと「公務事務は公務員で行なう」原則に基づき正規職員で定員を充足すること。会計年度任用職員の処遇を改善し、正規職員へのチャレンジを支援し、同一労働同一賃金をめざすこと。

4. コロナ禍で内定取り消しや解雇等にあった人たち、及び就職氷河期世代に、緊急雇用対策として職員募集や採用に取り組むこと。

【 情報経営部 】

1. 市民にとってメリットのないマイナンバー制度の運用は止めること。

2. 情報の公開と透明化を更に徹底するとともに、情報セキュリティを強めること。

3. 行政のデジタル化による情報流出防止に万全の対策を講じること。

4. 市が発注する情報処理業者の作業行程で情報漏れがないよう万全な対策を講じること。

【 総合政策部 】

1. 基本構想と新基本計画について

(1) 「人間尊重・市民生活優先」の理念に沿ったまちづくりへ

① 集約型都市構想による多数の大型開発を行う一方で、財政危機を理由に市民福祉が大幅に削減・後退が起きており、理念に基づいて転換をはかること。

② 「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の総合戦略、地域連携は、中心自治体への都市機能の集約、大型開発促進、新たな市町村合併となる周辺自治体との連携は、対等・平等、相互尊重で進めること。

(2) 政令市ワースト1の財政危機を招いた原因である3都心開発などを引き継ぐ、新基本計画と実施計画を速やかに見直し、市民生活向上を基本とすること。

2. 次期基本計画について

(1) 基本理念に基づいた計画にすること。計画中の「本市を取り巻く社会情勢の変化」に示されている内容は、より正確に捉えて策定すること。

災害等のリスクの拡大では、①気候変動の影響は本市をも直撃しており、関係する所管に計画事業の地球温暖化防止に積極的に取り組むよう促すこと。②新型コロナウイルスで顕在化したリスクと今後の社会変化では、感染防止や市民の命と健康を守るための保健福祉の充実、都市の過密化を進める集約型都市構想、千葉まち・ひと・仕事創生社会戦略、立地適正化計画などを思い切って見直し、過密の緩和やバランスの取れたまちづくりを進める計画にすること。

(2) 新型コロナ対策を契機とした千葉市チャレンジ宣言については、現状と方向性に「この危機を、社会を変えるチャンスに」とあるが、感染を拡大し深刻にしたのは、新自由主義に基づき利益最優先の規制緩和や無秩序な開発をすすめた市場原理と、自己責任論による社会保障制度の弱体化が原因である。コロナ後の新しい社会は、国民の雇用と暮らし・命と健康を守る社会、健全な経済発展の立場と方向を示すこと。

3. マニフェストに関する「取組事業工程表」について

(1) 「ハコモノをやめ、行政のムダをカットして財政再建」「財政難を理由に福祉カットはしない」など、マニフェストの公約を守ること。

(2) 貧困と格差が拡大する市民生活の実態と乖離したまちづくり、千葉駅周辺整備や幕張新都心活性化計画を抜本的に見直すこと。

4. 幕張新都心について

(1) 「統合リゾート I R」は、「検討」ではなく中止すること。

(2) 国家戦略特区は、市民利益にかなう事業かを見極めること。

5. P F I 事業について

(1) 事業が破綻した際に公的責任が放棄される危険があり、地元企業の参入も困難なことから、安易な導入は避けること。

(2) すでに実施した施設については、議会と市民に対し定期的に事業報告を行い、情報公開を徹底すること。

6. UR住宅は、市内の公的集合住宅による街づくりと、公的賃貸住宅のセーフティネットとしての大きな役割を認識し、エレベーター取り付けなど住み続けられる住環境整備への働きかけを常に行なうこと。

7. 千葉県との協議の中で、不公平な扱いの県単独事業補助金の是正を強く求め、公平な支出を実現すること。

8. まち・ひと・しごと総合戦略について

(1) 地方創生、集約型都市構想は、税支出の効率化を図るため都市機能や市民サービスを集約させるものであり、少子高齢化社会の下で、住民がどこの地域に住んでいても安心して暮らせるまちづくりを進めること。

(2) 人口ビジョンを固定的にとらえず、減少傾向をくい止める展望を持ち、まちづくりを進めること。

(3) 共創都市圏は、中心になる千葉市が他自治体に不利益を与えることにならないよう、対等平等に進めること。

9. スーパーシティ構想は、行政が持つ膨大な個人情報を企業に提供し、利益を保障するものであり、自治体の役割である「住民福祉の増進」にはつながらない疑問があることから、実施は見合わせること。

財 政 局

【 財 政 部 】

1. 新型コロナウイルス感染症対策事業に予算措置を

- (1) コロナ感染症対策として取り組んできた各種事業で、今後も必要な事業、新たに必要となる事業に予算措置すること。国に対して引き続き地方創生臨時交付金支出を求め、財政調整基金などの活用を図ること。
- (2) コロナ対策事業により、雇用確保や事業継続することで千葉市経済の活性化と税収確保への循環型の予算運営を行なうこと。
- (3) 来年度の財源確保に特段の努力を図るとともに、不要・不急の事業を見直すこと。

2. 市民本位の財政へ転換を

- (1) 「財政危機打開」の施策は、市民と職員の犠牲によるものであり、これまでの市民負担増とサービスカット、職員給与削減などを元に戻し、貧困と格差が広がる市民生活の改善のための財政運営を行うこと。
- (2) 心身障害者福祉手当削減、オムツ給付等事業縮小、生活保護世帯から下水道料金徴収、子ども医療費負担増など、「真に支援が必要な人」の福祉をカットする弱い者いじめの財政運営は止めること。
- (3) 千葉都心開発・幕張新都心開発や本庁舎建替など大型開発は大胆に見直し、循環型公共事業の促進、住宅リフォーム助成制度の創設など、「千葉市元気サイクル」の推進で、地域経済活性化と税収増をはかること。
- (4) 千葉市が「地域経済活性化」として推進する、稲毛海浜公園リニューアル24億円、幕張新駅設置21億円、通町公園・中央公園連結30億円は、特定企業等の利益に奉仕するものであり、公費支出の基本に沿い再検証すること。
- (5) 市債の有効活用として、実質公債費比率を財政健全化プランの数値に合わせると年間1,300億円の市債発行が可能であり、当面市民一人当たりの投資的経費を政令市平均まで引き上げ、年間139億円の市債を活用し、市民生活・福祉向上など必要な事業に振り向けること。
- (6) これまで抑制されてきた道路整備予算、公園管理整備予算、文化振興拠点整備予算を増額して、市民生活向上に努めること。
- (7) 子どもの医療費に2億円もの負担を求め、学校のエアコンの電気代を賄うことは直ちに止めて、他の財源で確保すること。

3. 財源確保へ国・県にきっぱり要求すること

- (1) 全国知事会が新型コロナ対策の必要性から、地方創生臨時交付金の継続を求めており、千葉市としても地方創生臨時交付金の継続や地方交付金の増額を要求すること。
- (2) 地方創生法に基づく計画は、地方都市の再生にはつながらず、財政難と人口減少など見通し不透明な地方に対し、実情に即した対応と税源移譲等の強化を国に求めること。
- (3) 国庫支出金の増額、生活保護費の全額支給などを強く要求すること。
- (4) 国直轄事業は国の責任と負担で実施するよう求めること。
- (5) 政令市移行時に減額された県単事業補助金を元に戻し、県支出金を増額させて財源を確保すること。
- (6) 幕張メッセの負担金など県事業負担金を中止させること。
- (7) 交付税措置について
 - ① 学校エアコン維持費として交付される5千万円は目的に沿って活用すること。
 - ② 千葉市に移管された国道126号千葉区間の維持・管理・工事費用に対する交付税措置は年間5千万円であり、実態に見合った交付額を国に求めること。

【 資産経営部 】

1. 資産経営について

- (1) 資産全体が市民共有の財産であり、資産経営方針は市民生活向上のために、確実な運用と有効活用を行なうことを基本にすること。コロナ禍で、集約型都市構想による過密都市は、市民の安全上からも抜本的見直しが必要となっており、分散型で安全なまちづくりへ「資産の総合評価」を見直すこと。
- (2) 資産の総合評価による「見直し事業」19件は、コロナ禍を踏まえて分散型で安全なまちづくりの視点から再度見直して、利用者・地域住民との合意を得て実施すること。合意が困難な「こてはし台・長作連絡所の廃止」は中止すること。
- (3) 「当面継続」125件についても、利用者・地域住民との十分な話し合いを行ない、住民サービスを維持するために保全すること。

2. 市庁舎の建て替えについて

- (1) 新庁舎計画図では、高層棟に比べ低層棟が豪華で建設費も高くなっており、質素な建物へ変更すること。
- (2) 新庁舎整備を2023年とする理由はなく、コロナ禍でもあり市民生活と福祉の向上最優先に位置付けること。

3. 公共工事の発注について

- (1) 公共事業の地元発注を増やすとともに、小規模修繕は工事発注が増えるよう各所管に促すこと。
- (2) 公契約条例を制定し、引き上げられた労務単価が労働者の賃金向上につながるよう、誓約書だけでなく現場の調査も行ない改善を図ること。
- (3) 契約不調を解消するため、単価の適正化、発注方式の改善をさらに強めること。

4. 市の臨時職員や庁舎管理業者の職員に対し、官製ワーキングプアをつくらぬよう適正な賃金を保障すること。

【 税 務 部 】

1. 歳入の根幹をなす市税徴収は適切・公正に取り組み、税収確保に努めること。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響で納税困難者が増えており、相談はこれまで以上の親切丁寧な対応を行ない、生活・営業を維持し次の展望が開けるよう猶予・減免・処分停止などを適切に行なうこと。また、コロナ禍で実施した納税猶予を継続するなど適切に対応すること。
3. 税事務所の業務は適切・公正に行い、徴収率と徴収額目標にこだわり、行き過ぎた徴収にならないよう戒めること。納税者に寄添った税務行政を行うこと。
4. 市税徴収のあり方について
 - (1) 失業者、営業不振、生活苦や病気などによる納税困難者には、個々の実情に即した納税方法を相談し、滞納整理・徴収行政を行なうこと。
 - (2) 差し押えや生命保険の解約強制など強権的な徴税を改め、国税徴収法の基本に基づいた適切・公正な徴税を行なうこと。
5. 納税困難者には減免や猶予、執行停止制度を積極的に活用し、先進都市を参考に生活保護基準120%以下の世帯には住民税を減免すること。

6. 資本金10億円超の法人には、市民税均等割制限税率を適用すること。
7. 固定資産税について
 - (1) 地価の動向を見極め、実態に合わせた算定を行うこと。
 - (2) 団地・マンション内のごみ置き場や公園などの共用部分は、固定資産税を減免すること。
8. 債権の解消へ各所管が最大限努力した後に、債権管理へ移すよう徹底し、あくまでも市民に寄添った行政に徹すること。

市民局

【 市民自治推進部 】

1. 区役所機能の充実

- (1) 日曜日開庁を増やし、土曜日開庁も取り入れること。
- (2) 緑区役所と保健福祉センターの一体化で市民の利便性をはかること。
- (3) 市民総合窓口課コンシェルジュ着用のエプロンを制服に替えること。
- (4) 住民票の発行はマイナンバーカードに頼らず、「LINE」等で申請できるシステムを構築すること。
- (5) マイナンバーカードの普及率は42.4%だが、強制はしないこと。また、セキュリティを強化すること。
- (6) 市税や使用料等をスマホ決済に対応する仕組みをつくること。

2. コミュニティセンターについて

- (1) 使用料を無料に戻すこと。駐車場は無料を継続すること。
- (2) 利用時間を午後9時半まで延長すること。
- (3) 全てのコミュニティセンターにWi-Fiを整備すること。
- (4) 和式トイレは洋式トイレに改修すること。

3. 自治会防犯街灯について

- (1) LED化に伴う球切れ交換は、補償期間が過ぎても市が負担すること。
- (2) 老朽化したポールの交換費用は市が負担すること。
- (3) 町内自治会で対応困難な「はざま」の設置・管理は市が実施すること。

4. 商店街街路灯について

- (1) 球切れ交換などは、防犯街灯と同じく市が補償・負担すること。
- (2) 老朽化したポールの交換費用は市が負担すること。
- (3) 解散した商店会の街路灯は、自治会への移管費用を市が負担すること。

5. 集会所建設等補助は、希望する自治会等にはすみやかに行うこと。

6. 婚姻届けを提出するカップルの一生の思い出となり、千葉市への愛着醸成にもつながるよう、各区役所に記念撮影コーナーを設置すること。また、千葉市独自の婚姻届けを制作するなど、市民の結婚をお祝いする取組みを進めること。

7. フードバンクへの食品受付口を市・区役所に設置すること。

【 生活文化スポーツ部 】

1. 消費生活センターの相談員を増し、多様化する消費生活相談に対応すること。
2. 男女共同参画行政について
 - (1) コロナ禍で深刻化が予測されるDVや虐待の把握に努め、相談者への支援策を強化すること。また、「ちさと」への補助を増額すること。
 - (2) LGBTQ+をはじめ性的少数者への理解促進へ、職員や市民に向けた具体策を講じること。
 - (3) ジェンダー平等について
 - ① あらゆる面でジェンダー平等を貫き、男女格差是正に取り組むこと。
 - ② 千葉県付属機関への女性の登用を促進し、男女同数の構成を実現すること。
 - (4) 女性センターを利用しやすい料金に引き下げ、保育室は0歳児から受け入れること。
3. 平和行政について
 - (1) 平和予算を増額し、千葉県から原水爆禁止・核兵器廃絶・恒久平和のメッセージを発信すること。
 - (2) 公共施設に、リーフレットだけでなく、「ヒバクシャ国際署名」用紙と回収BOXも置き、署名を呼びかけること。
 - (3) 千葉県として「核兵器禁止条約」の批准を国に求めること。
 - (4) 千葉空襲・原爆写真展の開催時に、憲法前文や戦争の教訓を伝える展示を行なうこと。
 - (5) 旧陸軍「気球連隊」格納庫の解体等を教訓に、市内戦跡の保存計画を持ち、後世に継承すること。
 - (6) 平和資料室(館)を常設し、戦争資料の収集、市民が利用できるよう周知すること。
 - (7) 幕張メッセでの武器見本市は開催しないよう県に働きかけること。
 - (8) 自衛官募集はしないこと。
4. 市民会館、文化ホールについて
 - (1) 市文化施設の利用料金を免除する「文化芸術発表支援」をコロナ禍が収束するまで継続すること。
 - (2) ホールへのヒアリングループ設置や備品の充実をはかること。
 - (3) 子ども達の発表会などは使用料を割引すること。

- (4) 花見川区と緑区に文化ホールを整備すること。
5. スポーツの推進について
- (1) パラリンピックに向けて取り組まれた、パラスポーツの推進・条件整備は今後に生かすこと。
 - (2) スポーツ施設は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めること。
 - (3) 障がい者スポーツの指導者を養成し普及啓発に取り組むこと。
 - (4) パラスポーツ、スペシャルオリンピックス、デフリンピックへの支援を行なうこと。
6. イベント予算を増やして、6区バランスよくイベントを支援すること。
7. 市立美術館について
- (1) 美術館のリニューアルオープンにともない、学芸員および必要な人員を増員して、市立美術館としての役割を果たすこと。
 - (2) 視覚障がい者や聴覚障がい者への対応を行なうこと。
 - (3) 保育施設や音声ガイダンスを設置すること。
 - (4) 子ども向けの説明員を配置すること。

保健福祉局

1. 生活保護について

- (1) 生活保護は国民の権利であることを周知・広報を強化すること。
 - (2) ケースワーカーを増員し、1人当たりの受け持ち件数を80件までにすること。
 - (3) 公民館を活用して経済的困難家庭への学習支援事業を拡充すること。
 - (4) 生活保護世帯に限定した給付型奨学金制度を創設すること。
 - (5) 扶養照会を廃止し、必要な市民が適切に受給できるよう改善すること。
 - (6) 生活保護世帯、低所得世帯にエアコン購入費や修繕費を助成すること。
2. 民生委員不足を解消するための人材確保策を強化すること。
 3. 障害者差別解消法の具体化を図ること。
 4. 障害の表記を「障がい」と改善すること。

【健康部】

1. 新型コロナウイルス対策について

- (1) 経済社会活動を維持するために、PCR等検査を希望する市民がいつでも受けられる体制をつくる必要であり、民間検査会社と協同したPCR検査センターを整備すること。
- (2) 医療機関・介護・福祉施設、保育所・幼稚園、学校教職員、飲食店等の多数と接触する方々には、無症状でも定期的にPCR検査すること。
- (3) 感染者に対する不当な差別や中傷行為、特にSNS等による個人への中傷を防止するよう強く啓発すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染者が回復し、陰性になった後も倦怠感や微熱、息苦しさなど後遺症があるとされており、退院後の健康ケア体制の確立、見舞金支給等を行なうこと。
- (5) 新型コロナの影響で、多くの医療機関が経営悪化を訴えており、医療崩壊を食い止めるため、市独自の財政支援策を講じること。また、発熱外来や検査体制構築のため、医療機関への財政支援策を講じること。
- (6) コロナワクチンは今後ブースター接種の実施もあることから、集団接種会場を各区に整備して、公平かつ迅速な接種体制を図ること。
- (7) 両公立病院におけるコロナ感染者病床を増やすこと。ホテル療養体制も拡充し、家族内感染を防ぐこと。

(8) 抗体カクテル療法を早期実施できる体制及び臨時医療施設を千葉県と協議して整備を図ること。

2. 保健所について

(1) 今後も新興感染症が起こる可能性も高いため、保健所の2か所化と人員・予算を2倍に増やし、対応力を向上すること。

(2) 環境保健研究所の建替えは、新型コロナウイルス感染症や他の新たな感染症に対応できる万全な施設整備、PCR検査は自動検査機器導入など、対応力向上を図ること。

3. 国民健康保険について

(1) 国保への国庫負担金の増額を求めること。

(2) 一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げること。

(3) 保険料滞納世帯の実態を把握せずに資格証明書は発行しないこと。

(4) 生活を脅かすような行き過ぎた差し押さえなどの滞納処分は行わないこと。

(5) 国保の均等割は廃止するよう国に求めること。

4. 危険ドラッグ対策を強化すること。

5. 健康食品への安全対策や規制を行うこと。

6. 難病見舞金を復活させること。

7. 福祉オンブズマン制度を導入すること。

8. 検診事業について

(1) がん撲滅へ各種施策を推進し、すい臓がん早期発見など医療水準の向上を図るための条例を制定すること。

(2) がん検診に日曜日検診、胃カメラも対象にするなど拡充を図ること。

(3) 乳がん・子宮がん検診の子どもを預かる検診日をさらに拡充すること。

(4) 甲状腺がん検診の医療費助成制度を創設すること。

(5) 国保ドック、脳ドックは上限数や年齢制限などを設けず、希望者全員が受けられるようにすること。

(6) がんリスクスクリーニング検査も補助支援すること。

(7) コロナ禍で検診控えが続いているため、積極的な受診勧奨を行うこと。

9. 不妊治療について

(1) 不妊治療の年齢制限と補助支援回数制限を撤廃して、治療が受けられる環境へ改善すること。

- (2) 市内中小企業等の従業員が、不妊治療休暇制度を利用して休暇を取得した場合、対象事業者に奨励金を支給すること。
10. 後期高齢者医療制度を温存させた「新制度」に反対し、負担増となる高齢者への軽減措置を行なうこと。
11. 墓地・斎場について
- (1) 桜木市営霊園の再整備計画を推進すること。応募者が多い合葬墓は、数年間募集数を増やすとともに第2合葬墓を建設すること。生前申込者で、連続落選者には優先権を付与するなどの配慮を行なうこと。
- (2) 平和公園墓地は、残区画の面積を縮小し、多くの市民に安価で供給するとともに、芝生墓地や樹木葬を増やすこと。
- (3) 斎場職員の人手不足対策として、処遇改善と職場環境改善に取り組むこと。また、定期的に非正規雇用含め職員へのヒアリングを行なうこと。
- (4) 指定管理で運営している斎場の検証を行い、将来的に市直営で管理・運営に戻すこと。
- (5) 葬儀や納骨、死亡届け人等の相談を受け付ける窓口を設置し、市が死後の支援計画を策定して支援するなどのエンディングサポート事業を展開すること。
12. 民泊新法(住宅宿泊事業法)の規制を行い、「住んでよし、訪れてよし」の地域をつくること。
13. 人間中心主義から動物との共生を基本にした動物愛護を進めるために
- (1) 老朽化した動物保護指導センターの建替えの際は、広く市民意見を取り入れながら、譲渡推進の開かれた施設整備を進めること。
- (2) 譲渡会は、休日に家族そろって確認したいという市民ニーズに応え、土日開催を増やすこと。また、緑区や若葉区の公共施設等での出張譲渡会を開催すること。
- (3) 地域猫の不妊去勢手術が市民応募の3割しか応えられていないため、不妊去勢手術の頭数を拡大すること。また、地域にある身近な動物病院でも対応できるような補助制度もつくり、飼い主のいない猫による、ふん尿、鳴き声などの問題解決に取り組むこと。
- (4) 犬猫の迷子防止、被災時の飼い主返還、飼い主の責任意識向上につながる、マイクロチップ装着助成制度を創設し、終生飼養に向けた啓発を強化すること。
- (5) 地域猫活動による餌代など、一定の財政支援措置を講じること。

【 高齢障害部 】

1. 介護保険について

- (1) 介護保険制度の改悪後も要支援者、要介護1・2でもサービスが継続できるようにすること。
 - (2) 介護保険料・利用料の減免制度を充実させ、利用しやすくすること。
2. 介護施設への入所待機者解消へ施設整備をすすめること。
 3. 介護施設で働く職員の待遇改善へ、介護職員奨励金や継続勤務への報償金支給など、人材確保に向けた財政支援を講じること。
 4. 地域包括ケアセンターは、中学校区単位に設置し、体制の充実・強化を図ること。
 5. サービス付き高齢者住宅の建設・運営にあたっては、市独自の基準を作り、入居者の生活を保障すること。
 6. 介護支援ボランティアは65才から60才に年齢を引き下げ対象の拡大を図ること。
 7. 敬老祝い金を復活させること。
 8. いきいきプラザ入浴料は、住民税非課税高齢者は無料など減免制度をつくること。
 9. 「生涯現役」へ、高齢者の社会参加・自立に向けたシステムをつくること。
 10. 敬老会の補助金は1人当たりで計算して支給し、不平等を改めること。
 11. シニアカーの購入に補助制度をつくること。
 12. 高齢者の加齢性軽度難聴者への補聴器購入支援を行うこと。
 13. 高齢者・障がい者など災害弱者には、家具転倒防止金具を無償で取り付けること。
 14. 65歳以上の障がい者を強制的に介護保険へ移行させないこと。
 15. こころの健康センターの職員を増やし、休日・夜間の相談体制を確立するなど活動の充実を図ること。
 16. 全庁的な取り組みで、障がい者の雇用促進に努めること。
 17. 心身障がい者には医療費一部負担を求めないこと。
 18. 障がい者が利用できるタクシーを増やし、料金を軽減すること。
 19. 発達障がい者の相談が3か月待ちとなる状況のため、療育センターや相談センターを2か所化して対応力向上を図ること。
 20. 発達障がいのある子どもから大人までワンストップで切れ目なく支援できる体制を構築すること。

21. 発達障がい支援についてのわかりやすいリーフを作成・配布し、市民理解を促進させること。
22. 障がい者施設や家庭内での虐待防止へ相談窓口の設置など万全な体制を作ること。
23. 運転免許証の自主返納を推奨し、高齢者に100円でバスに乗れる「外出支援パス」や公共交通割引支援制度をつくること。
24. 買い物弱者対策として、移動販売事業者と連携し、見守り事業も含めた支援策を作ること。
25. 重度の障がい者・難病患者への市独自の支援策を講ずること。
26. 民間店舗での簡易スロープや手すり整備を促進するため、市の補助支援制度をつくること。
27. 手話基本条例を関係者とともに制定し、聴覚障がい者福祉の充実をはかること。
28. 老人集いの家を復活させ、遠くへ外出が困難な高齢者の集える場をつくること。
29. 市が実施した「盲ろう者実態調査報告」に基づいて、具体的な支援を行うこと。
30. 高次脳機能障がい者が入居できる支援ホーム整備を促進するよう助成制度を拡充すること。

こども未来局

【 こども未来部 】

1. 子どもの貧困問題について

- (1) 子ども食堂や弁当配布を支援する制度を創設すること。
- (2) 無料塾など地域の学習支援の取組みに支援制度を創設すること。
- (3) 各区に児童館を整備し、子どもの居場所と健全発達を推進すること。

2. 子どもの虐待防止について

- (1) 児童相談所職員をさらに増員して力量を強化し、一時保護の入所期間を短縮させ、日常の生活が送れるよう支援すること。
- (2) 一時保護所に個室を増設するとともにシャワー室を整備すること。
- (3) 市内東部に第2児童相談所を整備し、対応力の強化をはかること。
- (4) 児童養護施設を増設し、地域小規模児童養護施設の設置を支援すること。また、里親制度の質向上と受け入れ推進を図ること。
- (5) 児童虐待を子どもからも通告しやすいよう、SNS相談窓口を開設すること。
- (6) いじめや虐待等から子どもを守るために「子ども権利条例」を制定し、持続可能開発目標(SDGs)、持続可能な開発のための教育(ESD)に基づき進めること。

3. 子どもの医療費助成について

- (1) 子どもの医療費助成対象を高校卒業まで引き上げること。
- (2) 保険調剤による薬局窓口負担を無料に戻すこと。

4. 保育行政について

- (1) コロナ感染防止対策のための消毒や清掃スタッフを増員すること。
- (2) コロナ対策に取り組む保育所職員に手当を支給すること。
- (3) 保育所職員の定期的なPCR検査を実施すること。
- (4) コロナの感染者が出た施設は子どもと職員全員のPCR検査を実施すること。
- (5) 公立保育所・こども園の老朽化した遊具の修理・改善をはかること。
- (6) 3才以上児の主食持参ではなく給食で支給すること。
- (7) 実費徴収している副食材料費の無料化を行うこと。
- (8) 公立保育所の今後のあり方は、保護者や現場保育士なども含めて検討し意思決定するシステムに変えること。

- (9) 原則庭つき認可保育所を増設し、保育の質の低下につながる企業参入は認めないこと。
- (10) 庭のない小規模園でのあそびの保障と交通安全対策を講じること。
- (11) 公立保育所及び民間保育園における非常勤パート保育士へ市独自の処遇改善をすすめること。
- (12) 病児・病後児保育を増設すること。
- (13) 第2子への保育料軽減の拡充、多子世帯の保育料軽減策をはかること。
- (14) みどりまち保育園の民営化による保育の質低下について、指導を強化すること。
- (15) 老朽化した公立保育所の建て替えは公立で行うこと。
- (16) 育休中も短時間保育のみではなく通常保育を選択できるよう改善すること。
- (17) ベビーシッターや家庭内保育の補助金を支給すること。

5. 子どもルームについて

- (1) 入学児童数の増加が見込まれる大規模ルームには、第2ルームを増設し待機児童の解消を図ること。
- (2) 子どもルームの民間委託をやめ、社協への委託費を増額し、指導員と補助指導員への処遇改善を進めて指導員不足解消に努めること。
- (3) 4年生以上のルームには正規指導員を2名配置すること。
- (4) 特別教室を利用の高学年ルームは専用教室として整備を進めること。
- (5) 指導員の休憩室にエアコン整備し、労働条件・環境を整備すること。
- (6) コロナ対策を行う指導員に慰労金を支給すること。
- (7) 子どもルームの指導員に定期的なPCR検査を実施すること。

6. 幼稚園施設の耐震診断および耐震工事の早期実現のため、助成制度に取り組むこと。

7. 千葉朝鮮学園への市独自の補助制度を実施し、増額すること。

8. 健全育成事業について

- (1) 「少年自然の家」の感染症対策としてPCR検査等キットを常備して、発熱等の利用者が検査できる体制を整備すること。
- (2) 養育費確保促進事業は、養育費の取り決めがないひとり親への支援強化と制度の拡充を図ること。
- (3) コロナ禍で勉学を諦めることがないよう、市として返済不要の奨学金等で学費支援に取り組み、食料品や日用品の支援も行うこと。

【 環境保全部 】

1. 市民の健康を守る環境対策について
 - (1) PM2.5削減対策を推進し、成分分析の公表を行ない、原因を明らかにし、対策を講じること。企業等への対策を申し入れること。
 - (2) 喘息など大気汚染被害者の救済制度を創設すること。
 - (3) JFEによる粉じんが明らかになったもとの、市独自の基準を定めるとともに、JFEに粉じん対策を強く求めること。
2. 赤潮・青潮の発生対策について
 - (1) 関係自治体と抜本的な対策を検討すること。
 - (2) 県に対し、東京湾の埋立用土砂採取時にできた深堀り後の対策を行うよう求めること。
3. 羽田空港拡張による航空機騒音について
 - (1) 飛行ルート下の住民に対する地元説明会を町内ごとに開くこと。
 - (2) 航空機騒音は1機毎の最高音とするよう、WHOガイドラインも参考に改善を求めること。
 - (3) 「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」提示の増便計画
 - ① 首都コース以外の時間帯での千葉市上空の増便計画は認めないこと。
 - ② 首都コース直下の住民の反対運動で高度の変更が検討されているが、千葉市上空への影響が懸念されることから、断固拒否すること。
 - (4) 米軍横田基地に係る空域(排他空域)の解除を国に求めること。横田空域への乗り入れを拡大し、千葉市での騒音を軽減すること。これらを「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で提起すること。
 - (5) 北風、南風ルートの飛行高度を引き上げるよう国に強く求めること。
4. 木更津へのオスプレイ暫定配備により、予測される運行コース下での騒音測定を実施すること。
5. 再生可能エネルギー導入について
 - (1) 太陽光発電について
 - ① 市として普及啓発を進めること。
 - ② 住宅への設備の設置には、市も助成するとともに助成額・助成枠の拡大に努めること。
 - ③ 新築住宅、企業、団体も含めて多様な形態にも設置を支援すること。

- (2) 一定規模以上の太陽光発電設備は、住環境への影響に配慮し、トラブルの未然防止へ事前説明会の開催と周辺住民の合意を求め、環境に優しい設備にするための条例や指導要綱をつくり、指導調整すること。
- (3) 市民・行政・事業者・金融機関が一体となり、市民ファンド(出資)も活用した太陽光発電設備の普及を進めること。
- (4) (仮称)再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例を策定し、再生可能エネルギー普及のため、市民・行政・事業者などの役割を明確にして推進すること。
- (5) 地球温暖化防止策について
 - ① 世界的な重要課題である温室効果ガス削減など、千葉市としての対策を強力に進めること。
 - ② 市の2030年までのCO₂削減目標209万トンの達成へ、JFE内の天然ガス発電所建設計画の見直しを求めること。
 - ③ 北谷津に建設予定の清掃工場(ガス化熔融炉)は、CO₂排出が約10万トンと言われており、排出の削減を求めること。
- (6) 蓄電池設置補助金を増額し、再生可能エネルギー推進をはかること。
- (7) 特定外来生物へ市の独自規制を強化すること。
- (8) 粉じん対策について
 - ① 市内排出事業者と環境保全協定を結び、リアルタイムでデータを公表すること。
 - ② 事業者に自主管理目標値を設定させ、目標を守らせること。

【 資源循環部 】

1. ごみ処理について

- (1) プラスチック製容器包装の再資源化を実施し、焼却ごみ量の削減と温室効果ガス排出量削減目標を達成すること。必要な費用は、家庭ごみ手数料と粗大ごみ手数料を活用すること。
- (2) 家庭ごみの収集量減に伴い、収集車両をプラスチック輸送に振り向けること。
- (3) 単一素材プラスチックの拠点回収場所を増やすこと。

- (4) レジ袋等の削減のため、繰り返しマイバックキャンペーンに取り組み、エコバックを普及すること。
- (5) 事業系ごみの分別収集のうち、大規模建築物に立地する事業者のごみの自前処理を徹底し、引き続き削減すること。
- (6) 生ごみの分別収集を行うこと。
- (7) ごみ収集作業員の新型コロナ感染防止対策を行うこと。

2. 清掃工場について

- (1) 北谷津清掃工場の建て替えに導入する新技術のガス化溶融炉については、維持管理費の増加や爆発事故の検証、二酸化炭素の排出など、十分な調査の上で再検討を行うこと。
- (2) 環境局の千葉市に都合のよいデータを使った説明や二酸化炭素の大量排出元の責任を問わない姿勢は、行政責任の放棄であり改めること。
- (3) 清掃工場整備計画の新港清掃工場23年リニューアル計画は再検討し、他都市での同施設の使用期間を参考に長期使用に転換すること。

3. 集団回収への補助単価を引き上げ集団回収団体の活動を支援すること。

4. ごみ出し支援について

- (1) 高齢者・障がい者等へのごみ出し支援事業について、周知し普及を図ること。
- (2) 該当する登録団体がない地域の支援を希望する世帯には、収集業務課としても個別に収集支援を行うこと。

5. 市独自の水源保護条例の制定で産業廃棄物処分場を規制すること。

6. 再生土の埋立てを規制する条例を制定し、土壌汚染および災害の発生を防止すること。

7. 市民とともに条例化した千葉市再資源物野外保管条例を実効あるものにし、国に対し法制化を求めること。

【 経 済 部 】

1. 不況対策について

- (1) 地域経済振興条例を制定し、中小企業の活性化とにぎわいある商店街の育成を図ること。
- (2) 商店街リフォーム助成(高崎方式)をとり入れること。
- (3) 市内中小企業や商店の悉皆調査で問題点や課題を明らかにすること。
- (4) 昭和の森花火大会や下田町花火大会(現在中止中)へ運営補助金を出し、地域活性化につなげること。

2. 労働・雇用対策について

- (1) ふるさとハローワークを月に1度は土曜・日曜・祝日も開設すること。
- (2) 市独自にサポステへの財政支援と若者の就労・自立を応援すること。
- (3) 「ブラック企業・ブラックバイト」に対する相談窓口を設置し、大学や指導監督機関と連携を図り、若者の生活、健康、権利を守ること。
- (4) 高校生や学生アルバイト向けに、働くルール記載のリーフレットを作成し配布すること。
- (5) 就職氷河期世代への就労支援対策を強化すること。

3. 企業立地促進による産業用地整備等への支援は、地元中小企業向けの支援などとバランスを取ること。

4. 中小業者の営業支援について

- (1) 千葉市中小企業者事業継続給付金の申請期限を延長すること。対象の事業者への周知を徹底し、もれなく給付すること。
- (2) 市独自の不況対策事業資金緊急融資制度を創設し、当面200万円の無担保・無保証・無利子で実施すること。
- (3) 駐車場対策で悩む商店街に「鯖江市方式」を取り入れること。また、駐車取り締まりの柔軟な対応を警察に求めること。
- (4) コロナ禍で苦境にある市内事業者が事業や雇用を維持できるよう、新たな給付金制度など、継続的支援策に取り組むこと。
- (5) 新型コロナウイルス対策事業について検討すること。

5. 250競輪がスタートしたが、ギャンブルは実施しないこと。

【 農 政 部 】

1. 持続可能な農業経営への支援について

- (1) 持続的な経営が保障され、安心して農業が営めるよう市の予算を増額すること。また、価格補償を充実させること。
- (2) 米作の減反はやめ、米価の暴落対策として過剰米の買い上げや「下支え」などを政府に求め、米作農家の経営安定のため支援を行なうこと。
- (3) 新しい農業を始める者への自立支援制度を市独自で助成制度をつくること。
- (4) 生産価格補償、生活相談などを活発化し、営農への支援を行なうこと。
- (5) 家族農業への機械購入支援に取り組むこと。
- (6) 道の駅を民間と整備して、地元農家の農産物の販路拡大を行うこと。

2. 耕作地を守り農業後継者を育てる

- (1) 農業後継者対策、新規就農対策のための予算をさらに増額すること。
- (2) 新規就農者に月15万円を3年間保障する制度を創設すること。
- (3) 地域の耕作放棄地等の再生・保全に取り組む活動を支援すること。都市と農村の交流事業を拡充し、千葉市内陸部の農村地域資源のPR強化に取り組むこと。
- (4) 地域で行なう朝市や直売所支援のため、統一ノボリや販売台を補助すること。また、直売所紹介リーフ制作や市政だより掲載を行ない、市民への情報発信を強化して、月1日を地産地消デーに設定するなど、地産地消機運向上に努めること。
- (5) 農業の観光資源化へ、滞在、宿泊もできる市民農園クライנגアルテンを土気地域につくり、内陸部の活性化をはかること。

3. 森林対策について

- (1) 倒木の原因となった杉林腐れ病の対策に関する予算を増やすこと。
- (2) 森林環境基礎調査の結果に基づく今後の森林施策方針は、市民意見を募集し、政策に反映させること。
- (3) 農政センターに届出される金属スクラップヤード建設のための森林伐採届は、環境局と連携し厳密に規制すること。

4. 農政センターの指導力向上や技術力継承のため、農業技師を毎年採用し人材確保を図ること。

5. 農政センターのガラス温室等を農家等が活用できるよう改善し、農家支援を強化すること。

6. 有害鳥獣対策は自然との共生の立場でのぞむこと。

【 地方卸売市場 】

1. 市場の顧客誘致・消費者サービスのため、市内小売店・買い出し人に特別価格で卸し、市民感謝デーを増やすこと。
2. 市場の利用店を開拓するための積極的な営業活動を行い、利用者を増やすこと。
3. 場外市場を設置して市民を呼び込み、生鮮食料品等の入荷増につなげること。
4. 仲卸業者の経営改善と安定のために、場内の空き店舗を活用するなど市として支援を行うこと。また、講座等の開催を増やすこと。
5. 流通のあり方が大きく転換する中で、市場のあり方も市民本位に改善すること。

都市局

【都市部】

1. 都市計画について

- (1) 地域の開発計画、土地利用計画は、住民代表や専門家の参加で、協議に必要な時間を保障し、市議会の承認を得ること。
- (2) マンション建設は、高さ制限に基づき、良好な街並みの維持と住環境を守ること。また、業者と住民との話し合いを保障し、共存共栄できる実効力のある「まちづくり条例」を制定すること。

2. 都市開発事業について

- (1) 中央公園・通町公園連結強化は暫定整備にとどめ、用地取得等も含めて今後30億円もかかる事業は中止すること。
- (2) 人工海浜「幕張の浜」の防災林の伐採はやめること。

3. 都市交通について

- (1) 「幕張新駅」設置に付随して行う事業は、利益を得る地元企業に応分の負担を求めること。
- (2) 交通不便地域、高齢者支援としてデマンドタクシーの運行を急ぎ、各地域での実証実験を行うこと。
- (3) 公共交通の主軸であるバス路線の減便・廃止を避け、地域住民の移動を保障すること。
- (4) 京成全駅のバリアフリー化を実施し、ちはら線は全てちはら台駅行きとすること。
- (5) モノレールについて
 - ① 高すぎるモノレール運賃を引き下げ、利用客拡大を図ること。
 - ② 通学定期をJRのように中学・高校・大学の3段階にすること。
 - ③ 高齢者敬老切符(仮称)を発行し、利用を促進すること。
 - ④ 各駅に転落防止柵を設置し、監視カメラの性能を上げること。
- (6) 外房線の増発を強くJRに求めること。

【 建 築 部 】

1. 市営住宅について

- (1) 公営住宅の建設・整備のために予算を大幅に増やすこと。
- (2) 高齢者や身障者用の単身住宅を増やし、減免制度の限度額を引き上げる
こと。
- (3) 4階、5階に単身の若者が入居できるようにすること。
- (4) 入居者数の減少と高齢化で、居住者が管理するのは困難となっている
樹木の剪定などは市が負担すること。
- (5) 住宅長寿命化・再整備計画について
 - ① 災害やコロナ禍等で困窮する市民に提供できるよう、市営住宅を増や
す計画に見直すこと。
 - ② 千城台第3団地のエレベーター付き住宅は中止することなく建設する
こと。
- (6) 中層住宅にエレベーターを設置して、バリアフリー化を図ること。

2. 地元業者への支援対策として、住宅リフォーム助成制度を創設し、地域 経済の活性化と雇用拡大を図ること。

3. マンション対策について

- (1) マンションの修繕、改善に無保証人融資制度の導入やバリアフリー化
の工事費助成を充実させること。
- (2) ガス管はガス事業者へ移管するとともに、水道は事業者の責任で直結
方式に変えるよう求めること。

4. 住宅リフォーム制度の創設と合わせ、耐震改修とリフォームを同時に助 成すること。

5. 空き家の有効活用について

- (1) 高齢者や障がい者、子育て世代に提供できるようにすること。また、
高齢者や障がい者、ひきこもりの方などの居場所として活用すること。
- (2) 管理と活用を統一して取り組める部署を設置するとともに、補助制度
を創設すること。

【 公園緑地部 】

1. 公園の整備・管理について

- (1) 公園のインクルーシブ化を市民とともに進めること。
- (2) 公園予算を増額して、地域住民の要望に応じ遊具(健康遊具)の設置・更新、砂場の定期的清掃と衛生管理に努めること。
- (3) 草刈、枝の剪定回数を増やし、バリアフリー化や必要な照明・手洗所・トイレの設置や改修・リニューアルを進めること。
- (4) 条件に応じてドックラン、バスケットゴール、グラウンドゴルフ場等を増設すること。
- (5) 災害時の避難場所としての機能が果たせるよう、水道・トイレなどが設置された公園を増やすこと。
- (6) 育ちすぎた街路樹や公園の樹木剪定・伐採の予算を増やすこと。
- (7) 稲毛海浜公園リニューアル事業の「白い砂浜」と「海へ延びるウッドデッキ」整備について見直し、費用対効果も含め検証を行うこと。
- (8) 避難所となる公園で、浸水か所を点検し速やかに改善に取り組むこと。

2. 動物公園について

- (1) 入場料・駐車料金の負担軽減に努めること。
- (2) 福祉用具として導入した電動車椅子の利用料は、基本的に無料にすること。
- (3) 獣医師など動物に関わる専門の職員を系統的に採用し、動物公園の果たす役割を広く市民に知らせること。
- (4) 認定動物園制度の付加価値化の可能性を踏まえ、認定取得に向けた事業検討を行うこと。
- (5) 動物公園の運営において、エネルギー消費やごみ排出などでの環境負荷軽減に向け、SDGsの具体的な取り組みを行うこと。

建設局

【土木部】

1. 土木事務所の機能強化について

- (1) 市民生活の安全につながる土木事務所の予算を、さらに増やして体制も強化すること。
- (2) 市民からの要望に迅速に応えるため、さらに現業職員を増やすこと。
- (3) 高所作業車を1台増やして全市的・平均的に稼働させ、道路にはみ出す危険な樹木の剪定・伐採を強化すること。
- (4) 危険な交差点や通学路を再点検し、カラー化と合わせて車止めポールやガードレール整備を進めること。
- (5) 駅前広場及び遊歩道や交差点など、街中にベンチ設置を進めること。
- (6) 過去の台風災害を踏まえ、がけ崩れ、道路の崩落、河川・下水路・調整池の氾濫、床上床下浸水、道路冠水等の対策を行うこと。

2. 側溝の管理は市の責任で行ない、地元住民と協力して清掃すること。

3. 私道整備の助成制度を改善し、整備の促進を図ること。昭和46年の都市計画法施行以前の開発による宅地内規格外道路は、適用除外として市が整備すること。

4. 自転車駐車場について

- (1) 駅から離れた自転車駐車場は無料とし、利用しやすくすること。
- (2) 自転車レーンを大幅に増やし、走行しやすくすること。
- (3) 駐輪場の縮小や廃止は慎重に行うこと。

5. 舗装改良予算を増額し、道路・歩道の補修を進めること。

【 道 路 部 】

1. 市内各所で発生している交通渋滞解消を早期に実現する計画を作り、整備に必要な予算を国の交付金確保、市債発行による確保など予算要求し、早期解消に努めること。
2. 地域高規格道路や市負担金が発生する直轄国道などをはじめ、大型道路の建設は見直すこと。
3. 126号線、加曽利交差点からトヨタ自動車までの改良整備をすすめ、51号線北千葉バイパスの木更津方面とのアクセス整備を促進すること。
4. 塩田町誉田町線、越智町土気町線の早期整備に努めること。
5. (仮称)検見川・真砂スマートIC事業の環境影響調査にあたっては、周辺住民の意見を十分聴取し、慎重に検討すること。

【 下水道管理部 】

1. 調整池対策について
 - (1) 調整池内の樹木や雑草がせり出し危険個所が多いため、予算を増額して近隣住環境の保全に努めること。
 - (2) 坂月第2調整池の溢水を防ぎ、下流に計画している補助調整池の整備を急ぐこと。

【 下水道建設部 】

1. 水害地域への対策強化について
 - (1) 台風・集中豪雨・ゲリラ豪雨などにより、被害が発生した場所への対策を早め、再発を防止すること。
 - (2) 下水道污水管から雨水が噴き出す不適切箇所への対策を講ずること。
 - (3) 水路の上流や中間部に調整池等を整備し、浸水被害を防ぐこと。

消防局

1. 消防設備の拡充・整備について

- (1) 消防広域化で、消防・救急活動に支障が起きないようにすること。
- (2) 大規模地震発生時における対応力向上に取り組むこと。
- (3) 地震による危険箇所の点検、避難場所の明確化、訓練の強化、火災の初期対応へ2輪車の消防車（赤バイ）を整備すること。
- (4) 感震ブレーカーの助成対象地域を全市に広げること。
- (5) 消防ヘリコプター、ドローンのさらなる活用をはかること。
- (6) 水害や土砂災害時の人命救助への対応力、倒木や被災家屋への対応力向上を図ること。ブルーシート等の資材を充分確保すること。

2. 地域の防災組織および、町内自治会館の未設置地区に、資材置場としての消防小屋（倉庫）を設置すること。

3. 救急救命士を一層充実させて救命率の向上をはかるため、研修の強化を図ること。

4. 「国民保護法」には組みせず、独自に危機管理意識を高めること。

5. その他

- (1) 消防職員の不祥事が多発しており、定期的なアンケートの実施や職員間対話に取り組むこと。ジェンダフリーに向けた研修の強化や環境整備を促進すること。
- (2) 救急隊員が新型コロナウイルス感染症に罹患しないよう、感染防止対策を徹底し、隊員のPCR検査を定期的実施すること。また、慰労金を支給すること。
- (3) 消防団員の報酬および出動手当等の待遇改善をはかるとともに、詰所のトイレ・流しなどの設置を早急に行なうこと。
- (4) 住宅用の火災警報器設置率を高め、普及に努めること。

- (5) 消防団員の充実のため学生消防団員には奨学金制度などを設け、地域消防力を強化すること。
- (6) 女性消防団の実績や取り組みを紹介する広報に取り組み、消防団におけるジェンダー平等の取り組みを進めて、女性消防団員を増やすこと。
- (7) 消防職員の退職後の再就職先を確保すること。
- (8) 消防団員の共済掛け金は実態に即して支払うこと。
- (9) 救急搬送時間の短縮に向けて、医療機関との連携や頻回対策に取り組むこと。
- (10) コロナ禍で救急隊の搬送困難事例が増加しているため、救急隊員におけるメンタルサポート含めた支援に取り組むこと。

水道局

1. 毎年発生する赤字について、経営改善のための抜本的な対策を講じること。
2. 水道事業の赤字解消のために
 - (1) 給水原価と供給単価との差を解消するため、県水道局に改善を求めること。
 - (2) 202億円かけて確保した水源を有効に活用すること。
 - (3) 減価償却の削減に取り組むこと。
3. 未給水地域への水道敷設を促進するために、井戸水が汚染されている泉地域への敷設対策の実施など条件整備を行うこと。
4. 水道運営協議会を充実させ、県との協議状況を詳細に報告し、議論すること。また、市民への協議状況を適宜周知していくこと。
5. 災害時における給水車による対応など体制を強化すること。

病 院 局

1. 新型コロナウイルス対策について

- (1) 両市立病院でのPCR検査体制をさらに拡充し、医療従事者を対象とした無症状のPCR検査を実施すること。
- (2) コロナ患者病床、重症、中等症、軽症者を受け入れる体制を確保すること。妊婦や子どもの受け入れ病床を確保すること。
- (3) 抗体カクテル療法などを積極的に活用して重症化を防ぐこと。
- (4) 両病院でコロナワクチンが接種できる体制を構築し、市民病院の役割を果たすこと。
- (5) 新病院整備にあたっては、陰圧室の整備等、感染症患者を受け入れできる機能を備えること。

2. 市立病院について

- (1) 市立海浜病院・青葉病院は公立・直営を維持し、青葉病院の小児科・産婦人科の40床削減をやめて、充実をはかること。
- (2) 自治体病院綱領に基づいて政策医療に取り組み、いつでも誰でも安心して受診できる公的医療機関としての役割をはたすこと。
- (3) 新病院へのアクセスしやすいバス路線を事業者に働きかけること。
- (4) 医療機器更新や材料費等について透明性と説明責任を果たすこと。
- (5) 医療事故を防ぐ取り組みを強化すること、過失等が認められたものは誠実に情報を公開すること。
- (6) 医師や看護師の処遇改善、メンタルサポート、職場環境向上に努め、医師と看護師の更なる人員確保に取り組むこと。
- (7) 医師やスタッフにおいての苦情も寄せられることから、接遇向上に向けた取り組みを強化すること。

3. 救急医療について

- (1) 救急医を増員し、救急患者の応需率を高め、市民の命を守ること。
- (2) 夜間救急診療の充実を図ること。

教育委員会

1. コロナ禍から子どもを守るために

- (1) コロナ感染も長期化するなかで、本人や家族に基礎疾患があり、感染した場合のリスクが高い児童や生徒に対しては選択登校制とすること。
- (2) 不登校児童も含め、自宅でも学習を一定保障できるようにオンライン授業やオンライン対話を早期に対応すること。Wi-Fiがない家庭へWi-Fi機の貸出しを支援すること。
- (3) ICT支援員の配置時間数を増やし、子どもや教員の支援の充実を図ること。
- (4) 35人学級を全学年にて展開できるよう、教室整備と教員増に取り組むこと。

2. 真理と事実に基づく教育、憲法の理念・子どもの権利条約を生かして

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーをさらに増員し、小中学校にそれぞれ専任配置すること。
- (2) 発達障がい児童生徒への支援強化に必要な、養護教育センター相談員の増員、特別支援教員指導員の大幅な増員をはかり、インクルーシブ教育の推進に努めること。
- (3) 特別支援学校は、重度重複障がい児の受け入れ施設を整備し、必要な教職員配置を市独自に検討すること。普通学級に障がい児が入学した際には、増置教員・補助指導員を配置すること。
- (4) 特別支援学級の設置を進めること。保護者や児童生徒の見学期間を緩和すること。
- (5) 軽度発達障がいの児童生徒における特別支援個別計画を作成し、進級時など切れ目ない支援に努めること。
- (6) 教職員の研修について
 - ① L G B T Q+と発達障がいへの対応や理解促進の研修を全ての教員に実施すること。
 - ② 児童生徒を性暴力から守るための行動指針を具体化し、多忙な教員の負担軽減を図ること。
- (7) 学校図書館の貸出電算化を図り、図書館指導員の待遇を改善すること。
- (8) 児童生徒が千葉交響楽団の音楽など文化・芸術に触れる機会を増やし、資料費予算を増額すること。

- (9) 農山村留学や自然教室など校外学習は、職員体制を強化して安全を確保しながら、継続して実施すること。
 - (10) 児童生徒における路上遊びを防止していくための、周知啓発の強化を図ること。
 - (11) 防災ノートを作成して、児童生徒に対する日頃からの備え、避難について学習を強化すること。
 - (12) 特別支援学校の教室不足が深刻なため教室を確保すること。新たな特別支援学校の整備を図ること。
 - (13) 髪型や服装など時代に合わない校則は見直すこと。
3. 学校適正配置による統合校は安易に売却せず、住民が要望する施設として生かすこと。

4. 学校施設整備について

- (1) 体育館にエアコンを設置し、多目的トイレなど機能を充実させること。
- (2) 小中学校の老朽化対策やトイレ改修を前倒しして整備すること。
- (3) 運動会での熱中症対策として、児童生徒が観戦する場所にもテントを設営すること。
- (4) 教科書を学校に置いて帰るいわゆる「置き勉」について、ガイドラインを作成し現場に徹底すること。さらに、教科書の置き場がない学校もあり、棚設置を支援するなど現場に応じた対応を行なうこと。
- (5) 校庭の芝生化を計画的にすすめること。
- (6) 給食室の酷暑下の労働環境改善と食材保管など、衛生面からも給食室へのエアコン整備を進めること。

5. 学校給食は、第2子以降も無償化すること。

6. 父母負担の軽減と就学援助について

- (1) 就学援助の支給基準を生活保護の1.2倍以上とし、捕捉率を高めること。
- (2) 周知度が低い就学援助制度は、申請用紙を全員に配布し、全員からの回収方式や郵送など学校以外でも受理できるよう改善すること。
- (3) 就学援助制度にオンライン通信費についても支給すること。
- (4) 就学援助制度にクラブ活動費も加えて支給すること。
- (5) 大学・専門学校など高等教育関係の給付型奨学金制度を創設すること。
- (6) フリースクール利用料の補助を行うこと。

7. 社会教育の充実について

(1) 図書館について

- ① 「図書館の自由に関する宣言」を発出すること。
- ② 老朽化した図書館の建替えやバリアフリー化を実施すること。
- ③ 公民館図書室の開館時間や休館日を改善すること。
- ④ 各区の図書館について夜間の対応へ充実を図ること。
- ⑤ コロナにも対応できる避難場所としての機能も充実させること。
- ⑥ 図書館協議会とも懇談し、安易な施設の統廃合は避けること。
- ⑦ オーディオブックを充実させること。

(2) 公民館について

- ① 運営費を増額し、社会教育施設にふさわしい運営を行うこと。
- ② 社会教育主事の増員と研修の強化で、地域に必要な主催事業の実施で、公民館活動を充実させること。
- ③ エレベーター設置についても計画的に進めること。
- ④ 古い和式トイレの洋式化や古いテーブルや椅子を更新すること。
- ⑤ 避難場所としての機能を充実させること。

(3) 科学館はコスト削減より、市民参画による充実と子どもが親しめる企画を実施すること。

(4) 「特別史跡」加曽利貝塚について

- ① 予算を増額し企画展や体験型学習などプログラムを充実させること。
- ② 博物館の移転先は、高齢者や障がい者が利用しやすい入口付近に設置するために土地の買収などを行うこと。

8. 教科書の展示会場ではコピーも可能にするよう改善すること。

9. 教職員の負担軽減について

- (1) 教職員を増員し、少人数学級を全学年で実現すること。
- (2) 部活動休養日の徹底や外部指導員の推進、部活動指導員を増やして負担軽減をはかること。
- (3) スクールサポートスタッフと学習支援員を増員し、教員の負担軽減をはかること。
- (4) 免許外教員をなくし、専科指導のための教員を増員すること。

選挙管理委員会

1. 公営掲示板の改善

- (1) 設置箇所を増やし、人が集まり有権者の目に触れる場所を選ぶこと。
- (2) コミュニティセンターや「いきいきプラザ」、公民館など有権者が多く利用する場所に設置すること。

2. 投票率向上に向けた対応について

- (1) 投票所を思い切って増設すること。
- (2) 投票区域が違って身近な投票所で投票できるよう改善すること。
- (3) バリアフリーの投票所を増やすこと。
- (4) 在宅投票制度を緩和すること。
- (5) 代理投票を認めること。
- (6) 郵便投票の改善を図ること。
- (7) 投票を促す動画を作成して若者向けに発信すること。

3. 期日前投票ができる投票所の設置

- (1) 花見川区・緑区の商業施設に投票所を設置すること。
- (2) 市内にある大学構内に投票所を設置すること。
- (3) 千葉駅に6区全ての市民が投票できる共通の投票所を設置すること。
- (4) 6区全てに共通投票所を整備すること。

4. 選挙権を保障するために

- (1) 病院や老人ホームへの入院・入所者の投票を保障するため、基準を緩和し投票所を増やすこと。
- (2) 全ての選挙で、点字・大文字・音声版の選挙公報を発行すること。
- (3) 市内全ての公立小中学校で、模擬選挙授業を実施すること。
- (4) 選挙公報を市政だよりと一緒に全戸ポスティングすること。

農業委員会

1. 食料自給率を向上させ、千葉市農業を守る先頭に立つこと。
2. これまでの意見の公表や建議などを堅持し「農家の代表機関」としての農業委員会の役割を堅持すること。
3. 市長等への建議書は継続し、実効性を伴うよう数値目標の設定や進捗状況を明記すること。
4. 農業を守り、農地の有効活用を
 - (1) 耕作放棄地を有効活用し、食料自給率を向上させること。
 - (2) 農地の開発は、計画が農民や地域住民の暮らしの改善、要求にかなうものにする。
5. 後継青年、女性を農業委員に抜擢し、若者や女性の視点・意見を反映させること。
6. 家族農業の支援強化を図ること。

議 会

1. 議会棟内を電動車イスでも移動できるように改善すること。
2. 議会開催時は全日程で傍聴席にヒアリンググループを設置すること。
3. 傍聴者のために保育室を設置すること。
4. テレビやネット中継でも、資料映像が見られるようにすること。
5. 放送設備を改善し、傍聴席でも声が聞こえやすくすること。
6. パワーポイントを改善すること。
7. 常任委員会や特別委員会のネット中継を行なうこと。
8. 議会日程等の情報を「LINE」を活用して配信を行なうこと。
9. 市政だよりの中に折り込まれることになった議会だよりについて、市民の意見を聴取するためアンケート等を行い、内容の改善に努めること。